

●規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正に伴う改正 職務専念義務を免除された場合における国の非常勤職員の給与の取扱いの変更を踏まえ、山梨県の関係規定が改正されたことから、会計年度任用職員の休暇について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>○現状、無給休暇と位置付けている会計年度任用職員に係る次の休暇を、県に準じ、アについては有給休暇、イについては職務免除とする。</p> <p>ア 妊娠中又は出産後の会計年度任用職員の通院休暇 イ 妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇</p> <p>2 年次有給休暇に係る規定の改正 平成31年度から労働基準法において、原則として毎年5日の年次有給休暇を取得させる義務が使用者側へ課されたことを受け、付与日数及び取得日数の斉一的な管理を可能とする観点から、会計年度任用職員の年次有給休暇を年度ごとに付与する取扱いとするため、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>(1) 任期及び勤務日数に応じて定める日数の年次有給休暇を、年度ごとに、付与する。（別表1）</p> <p>(2) 再度任用等により1年度を超えて継続勤務となる場合は、継続勤務の年度数及び勤務日数に応じて定める日数の年次有給休暇を付与する。（別表2）</p>
施 行 期 日	令和2年7月1日から施行する。ただし、2の改正については、令和2年4月1日から適用する。

新旧対照表（令和12年7月1日施行）

略	妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務するこれが困難であると認められる場合の休暇	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を超えない範囲で必要とされる時間
---	---	---

略	妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務するこれが困難であると認められる場合の休暇	
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

<u>の休暇</u>		略

		略



会計年度任用職員就業規則 新旧対照表（令和2年4月1日施行）

新行	1行
(休暇)	(休暇)
第18条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、次の各号に掲げる日数とする。	第18条 会計年度任用職員の年次有給休暇は次の各号に定めるとおりとする。
一 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表1の任期の区分ごとに定める日数	一 1週間の勤務日が5日以上又は1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上である者及び週以外の期間によつて勤務形態が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が217日以上である者は、採用の日から6月継続して勤務した場合には、1の年において10日の年次有給休暇を与えるものとする。
二 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらには用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の一任期内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にはあつては、0））	二 前号に掲げる者が採用の日から1年6月以上継続して勤務した場合には、1の年において10日に、別表1の上覽に継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数の年数の規定によるものとする。

- 三 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらには任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあつては、0））
- 2 理事長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 4 前項の場合において、1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもつて1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間もつて1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年度における年次有給休暇の残日数が20日を超えない会計年度任用職員にあつては、当該残日数（1日未満の端数が

- 三 第1号に規定する以外の期間によつて勤務形態を定められている者で、1年間の勤務日が48日以上216日以下である者の年次有給休暇は、別表2のとおりとする。
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない者にあつては、当該残日数（1日未満の端数があるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数）を、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 第2項から前項までに規定する年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 前項の場合において、1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもつて1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間もつて1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年度における年次有給休暇の残日数が20日を超えない会計年度任用職員にあつては、当該残日数（1日未満の端数が

あるときはこれを1日の年次有給休暇の残日数とした日数)、残日数が20日を超える会計年度任用職員にあっては20日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

6 本条に定めるもののはか、会計年度任用職員の年次有給休暇に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

7 第1項から第6項までに定めるもののはか、会計年度任用職員に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

別表1(年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務 日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	217日から 以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月を超える1年以下	10日	7日	5日	3日
	5月を超える6ヶ月以下			4日	2日
	4月を超える5ヶ月		5日	3日	1日

別表1(年次有給休暇 第18条関係)

継続勤務が6月を超えることとなる日から起算した継続勤務年数 日数	1年 1日	2年 2日	3年 3日	4年 4日	5年 5日	6年 6日	以上 8日	10日 10日

4 本条に定めるもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

5 第1項から第4項までに定めるものほか、会計年度任用職員に別表3に掲げる有給休暇及び別表4に掲げる無給休暇を与えるものとする。

月以下				
3月を 超え4 月以下	3日	2日	1日	0日
2月を 超え3 月以下	2日	1日	0日	0日
1月を 超え2 月以下	1日	0日	0日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表2(年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務 日の日数	5日以 上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	217日 以上	169日 から 216日 まで	121日 から 168日 まで	73日 から 120日 まで	48日 から 72日 まで
継続勤 務期間 の初日	1年 度	11日	8日	6日	4日
	2年	12日	9日	6日	4日

別表2(年次有給休暇 第18条関係)

1週間の勤務日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	169日か ら 216日ま で	121日か ら 168日ま で	73日か ら 120日ま で	48日か ら 72日ま で
継続勤 務年数	6月	7月	5月	3日
	1年6月	8日	6日	4日
	2年6月	9日	6日	2日
	3年6月	10日	8日	2日

